

【商品概要説明書】

2024 年 8 月 1 日現在

商 品 名	マイホーム・給与振込口座優遇フリーローン
ご利用 いただける方	次の A または B の条件をすべて満たされる方 A：マイホーム優遇条件 (1) お申込時満 20 歳以上かつ完済時 76 歳未満の個人の方で、電話連絡（携帯でも可）が可能な方 (2) 安定継続した収入のある方 パート・アルバイト・専業主婦の方も対象となりますが、専業主婦の方は世帯収入があればお申込金額 30 万円を限度にお申込みできます。 (3) 住宅を所有されている方（同居の 1 親等以内のご家族さまも対象となります） (4) お住まいまたはお勤め先が当金庫の営業地域内の方 ※ 当金庫の営業地域 徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、阿波市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡、三好郡 (5) 保証会社（株）ジャックス）の保証を受けられる方 B：給与振込口座優遇条件 (1) お申込時満 20 歳以上かつ完済時 76 歳未満の個人の方で、電話連絡（携帯でも可）が可能な方 (2) 安定継続した収入のある方 パート・アルバイトの方も対象となりますが、学生アルバイトの方は除きます。 (3) 当金庫で給与振込口座を設定している方。または、これから設定される方。 （ただし、融資実行時点で設定手続きが完了している必要があります） (4) お住まいまたはお勤め先が当金庫の営業地域内の方 ※ 当金庫の営業地域 徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、阿波市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡、三好郡 (5) 保証会社（株）ジャックス）の保証を受けられる方
お使いみち	自由（ただし、当金庫からお借り入れした消費者ローンの借換え資金および事業性資金は除きます）
ご融資金額	10 万円以上 500 万円以内（1 万円単位） ただし、A：マイホーム優遇条件利用でお申込みの専業主婦の方は 30 万円が限度となります。
ご融資期間	6 ヶ月以上 10 年以内（1 ヶ月単位）
ご融資利率	年 5. 8 %（固定金利型） ※ご融資利率は、金融情勢等により見直しさせていただくことがあります。
ご返済方法	元利均等毎月返済とし、6 ヶ月毎のボーナス併用返済（ご融資金額の 50%以内）が可能です。 ただし、元金の据置期間は不可とします。
担保・保証人	保証会社（株）ジャックス）の保証をご利用いただきますので、担保・保証人は原則不要です。 ただし、保証会社の判断により連帯保証人が必要な場合があります。

保証料	保証料はご融資利率に含みます。
ご返済試算額	毎月のご返済額の試算は窓口でお申し出いただければ試算いたします。 また、当金庫のホームページでも試算することができます。
遅延損害金	年 18.25%
お申し込み時にご用意いただくもの	(1) 運転免許証、個人番号カード等の本人確認書類 (2) お申込金額が 300 万円超の場合は、所得確認書類 (3) ご印鑑（ご返済用の普通預金口座をすでにお持ちの場合は、お届印鑑をお持ちください。） (4) 日本国籍以外の方は、特別永住者証明書等 (5) その他確認資料 ① マイホーム優遇条件をご利用の方は、住宅を所有していることが確認できる資料（権利証、登記簿謄本または抄本、住宅ローン償還表、固定資産税納付書等）の写し ② 給与振込口座優遇条件をご利用の方は、給与振込が確認できる通帳の写しまたは当金庫に給与口座設定手続きを行ったことが確認できる書類（お勤め先からの書類等でも可）の写し
その他ご留意事項	(1) ご契約時に契約に伴う印紙代が必要となります。 (2) お申込みに際しては、当金庫および(株)ジャックスが与信取引上の判断のため、両社の加盟する個人信用情報機関および同機関が提携する個人信用情報機関にお客様の個人情報が登録されている場合にはそれを利用するとともに、お客様の個人情報が当該情報機関に登録され、同機関および提携信用情報機関の加盟会員の与信取引上の判断のために利用されます。個人信用情報に関するくわしい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。 (3) お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9 時～17 時、電話：088-622-3263）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。